

芦屋市都市計画マスタープラン  
(変更原案)

平成28年12月

# 芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけるという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、  
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

# 序論目次

1	都市計画マスタープランの目的	1
2	都市計画マスタープランの役割	2
3	都市計画マスタープランの視点	3
4	計画の構成と策定の手順	5
5	計画対象区域及び将来人口フレーム	7

# 現況目次

1	芦屋市の現況	8
(1)	広域的な位置付け	8
(2)	自然的条件	9
(3)	社会的条件	12
(4)	まちづくりの沿革	16

# 全体構想目次

<b>1 目指すべき都市像</b> .....	<b>2 1</b>
（1）まちづくりの基本的な考え方 .....	2 1
（2）将来の都市像 .....	2 4
（3）将来の都市構造 .....	2 7
（4）庭園都市構造 .....	3 1
<b>2 実現に向けた都市計画上の主要課題</b> .....	<b>3 3</b>
（1）土地利用 .....	3 3
（2）都市施設 .....	3 3
（3）自然環境保全及び都市環境 .....	3 4
（4）都市景観 .....	3 4
（5）市街地及び住宅地 .....	3 4
（6）都市防災 .....	3 4
（7）福祉のまちづくり .....	3 4
（8）市民と行政による参画と協働のまちづくり .....	3 5
<b>3 まちづくり整備方針</b> .....	<b>3 7</b>
（1）土地利用の方針 .....	3 7
（2）都市施設整備の方針 .....	4 1
（3）自然環境保全及び都市環境形成の方針 .....	4 7
（4）都市景観形成の方針 .....	5 2
（5）市街地及び住宅地整備の方針 .....	5 6
（6）都市防災の方針 .....	5 9
（7）福祉のまちづくり方針 .....	6 2
（8）市民と行政による参画と協働のまちづくり .....	6 4

# 地域別構想目次

<b>1 地域区分の考え方</b> .....	<b>69</b>
<b>2 北部地域のまちづくり方針</b> .....	<b>71</b>
(1) 地域の現況, 課題及び将来像 .....	71
(2) 土地利用の方針 .....	75
(3) 都市施設整備の方針 .....	77
(4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針 .....	77
(5) 都市景観形成の方針 .....	77
(6) 都市防災の方針 .....	78
(7) 福祉のまちづくり方針 .....	78
<b>3 山手地域のまちづくり方針</b> .....	<b>80</b>
(1) 地域の現況, 課題及び将来像 .....	80
(2) 土地利用の方針 .....	86
(3) 都市施設整備の方針 .....	88
(4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針 .....	89
(5) 都市景観形成の方針 .....	90
(6) 市街地整備の方針 .....	90
(7) 都市防災の方針 .....	91
(8) 福祉のまちづくり方針 .....	91
<b>4 中央地域のまちづくり方針</b> .....	<b>93</b>
(1) 地域の現況, 課題及び将来像 .....	93
(2) 土地利用の方針 .....	98
(3) 都市施設整備の方針 .....	101
(4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針 .....	103
(5) 都市景観形成の方針 .....	104
(6) 市街地整備の方針 .....	105

( 7 ) 都市防災の方針 .....	1 0 5
( 8 ) 福祉のまちづくり方針 .....	1 0 5
<b>5 浜地域のまちづくり方針 .....</b>	<b>1 0 7</b>
( 1 ) 地域の現況, 課題及び将来像 .....	1 0 7
( 2 ) 土地利用の方針 .....	1 1 1
( 3 ) 都市施設整備の方針 .....	1 1 3
( 4 ) 自然環境保全及び都市環境形成の方針 .....	1 1 3
( 5 ) 都市景観形成の方針 .....	1 1 3
( 6 ) 都市防災の方針 .....	1 1 4
( 7 ) 福祉のまちづくり方針 .....	1 1 4
<b>6 南芦屋浜地域のまちづくり方針 .....</b>	<b>1 1 6</b>
( 1 ) 地域の現況, 課題及び将来像 .....	1 1 6
( 2 ) 土地利用の方針 .....	1 2 0
( 3 ) 都市施設整備の方針 .....	1 2 2
( 4 ) 自然環境保全及び都市環境形成の方針 .....	1 2 3
( 5 ) 都市景観形成の方針 .....	1 2 3
( 6 ) 市街地及び住宅地整備の方針 .....	1 2 3
( 7 ) 都市防災の方針 .....	1 2 4
( 8 ) 福祉のまちづくり方針 .....	1 2 4
<b>資料 .....</b>	<b>1 2 7</b>

## 序論・現況





## 1 都市計画マスタープランの目的

都市計画法<sup>※</sup>は、昭和43年6月、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保並びに適正な制限による合理的な土地利用を図ることを基本理念とし、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として制定されました。その後、産業構造及び社会構造の変化に伴い、また、国民生活におけるライフスタイル<sup>※</sup>の多様化・高度化に対応するため、施行から24年を経た平成4年6月に、建築基準法の改正と併せて都市計画法の大幅な改正が行われました。

この改正された都市計画法では「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）が新たに規定され、市町村が地域固有の自然、歴史、文化、暮らし、産業等の地域特性を踏まえて、各々のまちづくりの課題に対応した独自の整備方針を、市民参画の下に、まちづくりの基本方針として策定するよう定められています。

この法改正によって、市町村ではこれまでの広域の都市計画から、より具体的できめ細かいまちづくりを行うことができるようになりました。また、その策定に市民が参画することで、地域の特性に応じた身近な都市空間の形成を市民の手で進めるまちづくりができるようにもなりました。

本市の都市計画マスタープランの果たす目的は、次のようになります。

都市計画マスタープランは・・・

(1) 実現すべき具体的な都市の将来像を示します

(2) 土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更の指針とします

(3) まちづくりにかかわる計画を取りまとめて調整を図ります

(4) まちづくりの実践やサポートを、市民の参画と協働を得て進めます

(5) 市民による、きめ細かなまちづくりをバックアップします



## 2 都市計画マスタープランの役割

### (1) 全体構想と地域別構想

本マスタープランは、「全体構想」と「地域別構想」の2つに大きく分けられます。

全体構想では、本市の地域特性や周辺都市を含めた広域の位置付け、現在の都市計画の状況などを踏まえた上で、本市全体の将来像を明らかにして今後のまちづくりの方向を定めます。また、市域を越えた広域的視点で本市のまちづくりの在るべき方向を示す計画であり、行政の基本的方針として、本市の都市計画の基本となる計画といえ、さらに、分野別に具体的なまちづくり方針を明らかにします。

一方、地域別構想では、本市の開発動向(浜・南芦屋浜地域)や分断要素(市街化区域\*・鉄道・道路)などを検討して5つの地域(北部・山手・中央・浜・南芦屋浜)に分け、地域の特色を生かして、より身近なまちづくりの目標や方針を定めます。市域全体での統一性や公平性が求められる全体構想に対し、地域別構想は、より地域に限定された視点に立った市民の考えが十分に生かされた計画となることが求められます。

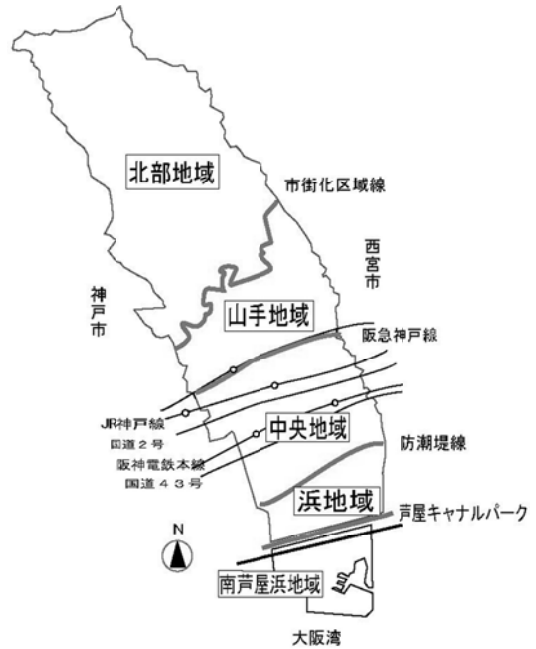


図 地域区分

### (2) 参画と協働によるまちづくりの推進

本マスタープランは、市全体のまちづくりの進むべき方向を示すために、都市計画について事前に情報を提供し、知識の普及と広域的計画への理解を得るためのテキストとしての役割があります。また、より良いまちづくりを目指して市民と行政が調整を図る際のベースとして、重要な役割を果たすものです。

したがって、本マスタープランの策定に当たっては、十分な市民意向の反映に努め、行政側の視点からの考え方と市民の地域に根ざした考え方が調和した都市計画を進める必要があります。特に地域別構想については、市民と行政との協働の中で、機能面や代替案を模索しながら、さらにより良い計画へと更新していくことが大切です。

また、本マスタープランは施設整備のみの方針に偏るのではなく、公共施設を利用する市民の立場に立って考える必要があります。少子高齢社会に入り、公共施設整備の時代から、既存の公共施設を有効活用し、市民ニーズに応じて機能更新する成熟したまちづくり\*へ転換を図る時期にきています。

本マスタープランは、そうした時代の変化を的確にとらえつつ、具体的な都市計画の決定や変更の基本的方針を市民と協働で進める指針となります。

### 3 都市計画マスタープランの視点

本マスタープランの策定に当たっては、次の視点を大切にしました。

#### (1) 市民主体のまちづくり

住宅都市である本市では、まちの主演は地域で生活する市民自身です。市民が主体となってまちづくりを進めることによって、快適な居住環境と豊かな文化にあふれる個性的で魅力的なまちづくりが実現するものと考えます。

また、これからの地域に根ざした都市計画では、まちづくりの主体が行政から市民へと移行しつつあり、地域の将来は市民の肩にかかることとなります。そのため、市民自身も公共的視点を持ってまちづくりに取り組まなければなりません。

本マスタープランでは、まちづくりの中で行政が担うべき役割を明らかにしながら、市民主体のまちづくりの実現に向けて、市民と行政のパートナーシップ\*づくりを心掛けます。

#### (2) 環境・景観に配慮した魅力あるまちづくり

21世紀を迎えた今、まちづくりは単なる地域の問題ではなく、市域を越えた広域的な社会に影響を及ぼすものとなっています。また、人と自然環境との共生という、これまでの考えを改めた視点からのアプローチも必要となっています。そのため、市民の快適な生活と、自然環境との調和をどのように図っていくべきか、あらゆる角度から環境に配慮したまちづくりを考えます。特に、市民との協働により市域の緑を守り育てる「芦屋庭園都市宣言」の視点に立ったまちづくりを心掛けます。また、緑豊かな自然環境や歴史的建造物を生かした魅力ある都市景観の形成を推進します。

#### (3) ユニバーサルデザイン\*のまちづくり

ユニバーサルデザインとは子供・高齢者・障がいのある人・健常者の区別なく、すべての人が利用できるように設計された物やサービスなど全てを指します。

本市では、すべての人がまちに出て社会活動ができるような、「すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくり」に心掛けます。

#### (4) 安全・安心のまちづくり

阪神・淡路大震災は、戦後、我が国における社会経済的な諸機能が集積する都市を直撃した初めての直下型地震です。阪神間における被害は、死者約6,400人、負傷者約40,000人、全壊・半壊家屋約248,000棟に及び、被害総額は約5兆8千億円に上ります。本市における被災状況は、死者444人、負傷者3,175人に上り、壊滅的な被害を受けました。

[このような大規模災害の教訓や各種の知見をもとに防災・減災機能の向上を図り、防犯面からも「安全」、「安心」のまちづくりを進めます。](#)



## (5) 長期的な視野の下に育まれる、持続性のあるまちづくり

様々なまちづくりの課題に対し、対処療法的な問題解決ではなく、問題を掘り下げ、その根幹にある要因を多角的に分析した上で、市民と行政が協働で、時間をかけてじっくりと芦屋らしい解決策を模索するような、堅実で確実なまちづくりを心掛けます。

また、性急な開発行為<sup>\*</sup>によるまちづくりの姿勢を見直して、グローバルな視点から本市の将来を見据え、時代に流されずに着実に優れたものを守り育ていけるような、地球環境に優しい、再循環できる持続性のあるまちづくりを心掛けます。



芦屋サマーカーニバル

## 4 計画の構成と策定の手順

### (1) 計画の位置付け

本マスタープランは、兵庫県や阪神地域などで定められている広域的な都市計画、総合計画や国土利用計画などの本市の定める各種の計画と大きく関係していることから、これらの計画の内容との整合性を図りつつ、本市の位置付けを踏まえて計画を策定しなければなりません。

計画の基準となる資料については、平成 12 年度の国勢調査を使用し、その年度を計画基準年次とします。計画目標年次を計画基準年次から 20 年後の平成 32 年度としています。

なお、計画開始年次については、本マスタープラン策定後の平成 17 年度とし、[前回改訂から概ね 5 年が経過したことを受け、整備方針に対する進捗評価に基づき経年修正を行うとともに、上位計画となる「\[阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針\]\(#\)」の見直し、及び第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画が策定されたことから整合を図るため、本マスタープランの見直しを行いました。](#)

#### ■ 計画年次

計画基準年次	平成 12 年度 (2000 年)
計画開始年次	平成 17 年度 (2005 年)
計画修正年次	<a href="#">平成 23 年度 (2011 年)</a>
	<a href="#">平成 28 年度 (2016 年)</a>
計画目標年次	平成 32 年度 (2020 年)

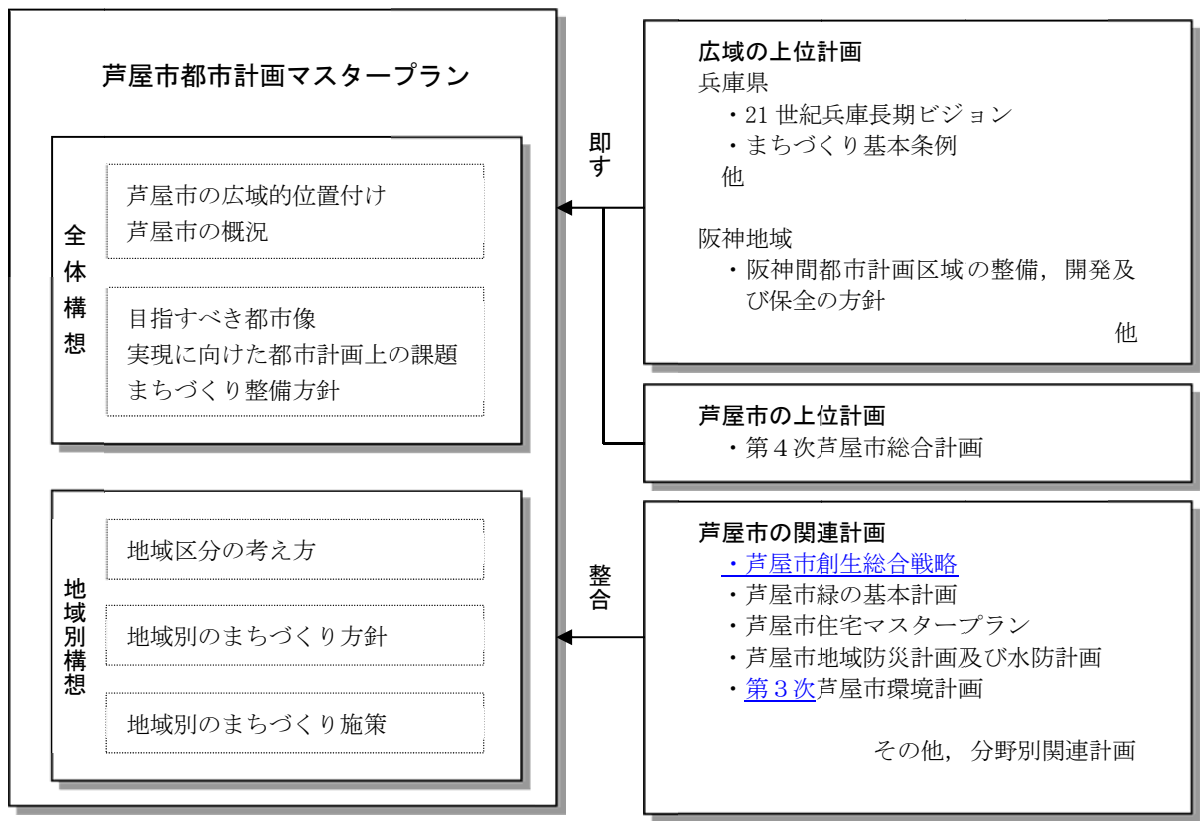


図 芦屋市都市計画マスタープランの全体構成と位置付け



## (2) 計画策定の手順

本マスタープランは、次のような手順で策定しました。

当初策定時においては、市民意見を反映しつつ、市の行政に関係する部署で構成する検討委員会、公募による市民委員と市職員及び所管委員で構成する幹事会の検討内容を踏まえて策定しました。

計画の見直しに当たっては、市の関係各課において、現行計画に位置付けた整備方針の進捗状況に対する評価を行ったうえで、市民意見の集約、芦屋市都市計画審議会への諮問を経て策定しました。

なお、下図は計画策定手順の骨子です。

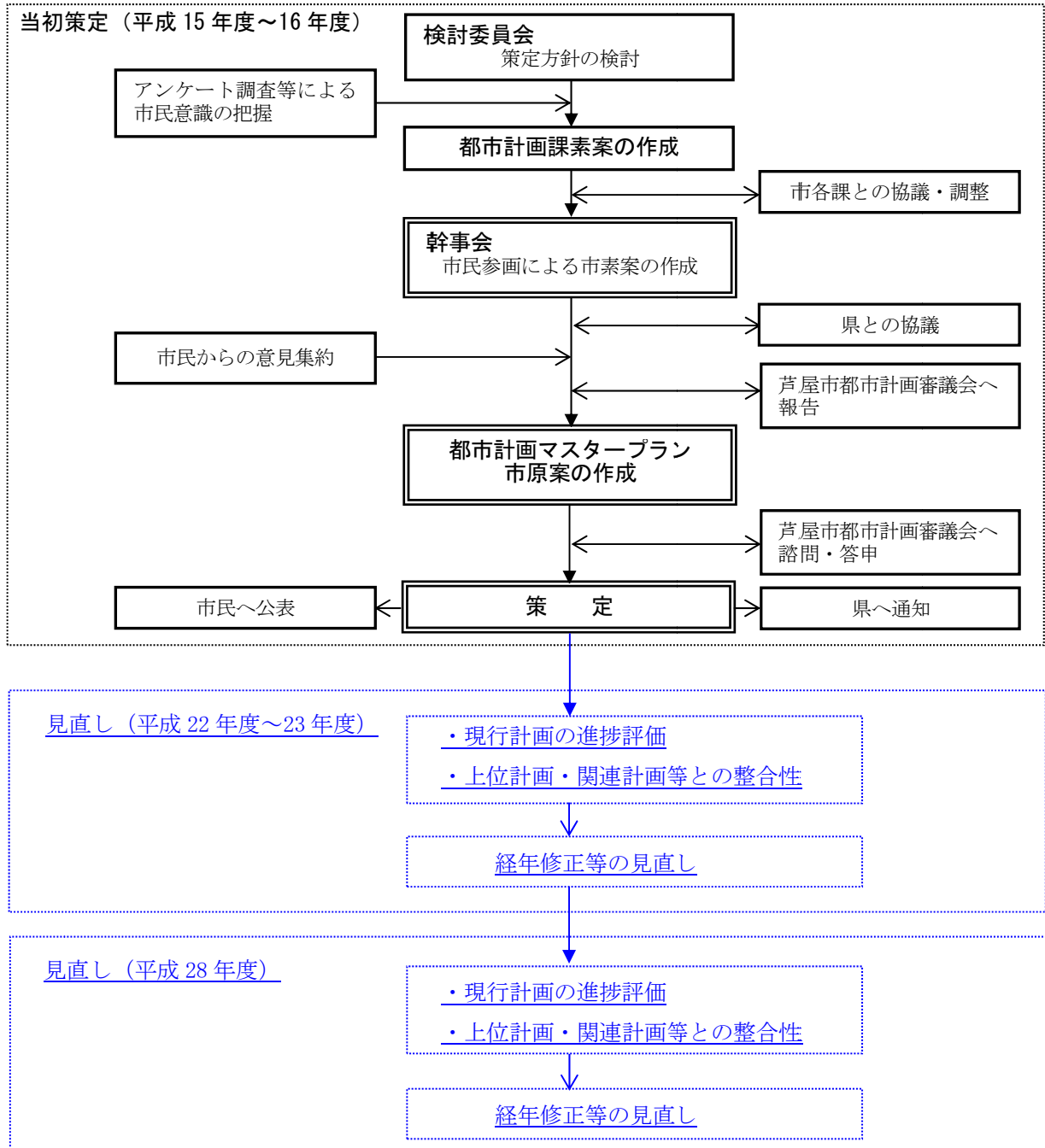


図 都市計画マスタープランの策定手順

## 5 計画対象区域及び将来人口フレーム

### (1) 計画の対象区域

本マスタープランの計画対象区域は、芦屋市全域とします。本市は全て阪神間都市計画区域\*に含まれており、六甲山系に含まれる市域の北部を除く市街地部が市街化区域となっています。

### (2) 将来人口フレーム

当初策定時において、本マスタープランの基準年次から20年後の平成32年(2020年)の人口は、住宅地整備が進められる南芦屋浜地域での人口増加や既成市街地内での集合化等の開発が見込まれ、将来的には緩やかに人口規模が増加すると推測され、平成32年(2020年)の人口を85,784人と推計していました。

見直しに当たっては、[平成22年\(2010年\)の国勢調査を基準に推計した第4次芦屋市総合計画後期計画における将来人口を採用し、平成32年\(2020年\)の人口を95,384人と推計します。](#)人口は今後も微増を続けますが、[平成37年\(2025年\)をピークに](#)その後は減少傾向に転じると予測されています。

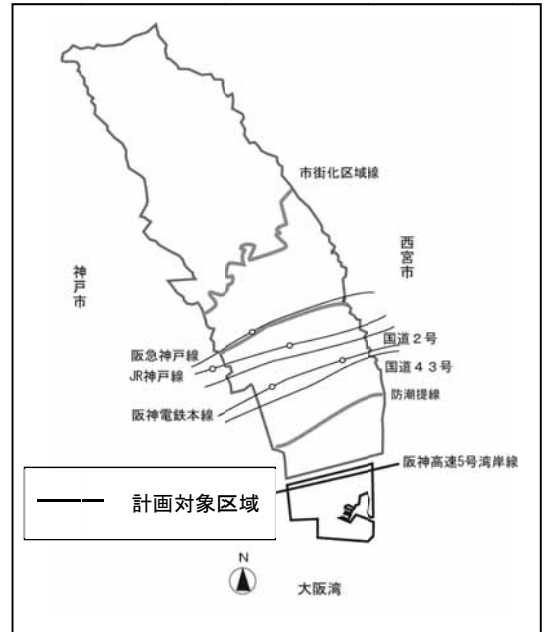


図 計画対象区域

表 将来人口フレーム

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
都市計画区域人口(人)	87,524	75,032	83,834	90,590	<a href="#">93,238</a>	<a href="#">95,350</a>	<a href="#">95,384</a>
都市計画区域面積(ha)	1,726	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
市街化区域面積(ha)	843	969	969	969	969	969	969
平成12年基準の 人口増加率(%)	104.4	89.5	100	108.1	<a href="#">111.2</a>	<a href="#">113.7</a>	<a href="#">113.8</a>

(注1) 平成2年, 7年, 12年, [17年](#), [22年](#), [27年](#)は国勢調査人口。その他は、芦屋市将来人口推計報告書(平成27年3月)による推計値。

(注2) 水道や下水道\*等の長期計画は、それぞれの計画の中で将来人口フレームを検討します。



# 1 芦屋市の現況

## (1) 広域的な位置付け

本市は、大阪・神戸の二大都市に挟まれた、阪神地域の臨海部に位置しています。東は西宮市、西は神戸市に隣接し、面積約 18.57k m<sup>2</sup>の南北に細長い市域となっています。

本市の位置する阪神地域は、東西に伸びる国土幹線軸によって全国と結ばれ、高度経済成長期を通じて工業・商業などの産業が発達した地域で、高次な都市機能が形成されています。

一方、狭い臨海部の市街地への人口過密化が発生し、急速に市街地が拡大していきました。臨海部には陸・海・空の交通網が集中し、利便性が極めて高い反面、交通量の増大に伴って騒音・排気ガス・交通渋滞などによる生活環境や都市機能の低下が問題となっています。

このような中であって、南北に細長い地形をもつ本市は、山や海、河川の豊かな自然とともに交通の利便性にも恵まれるという立地条件から古くから発展しました。その特徴として、産業の発達した地域としてではなく、良好な住宅地としてまちが形成されました。今では全国的に優良な住宅地の一つとして、また、優れた住環境を備えた「国際文化住宅都市」として、その名を知られています。

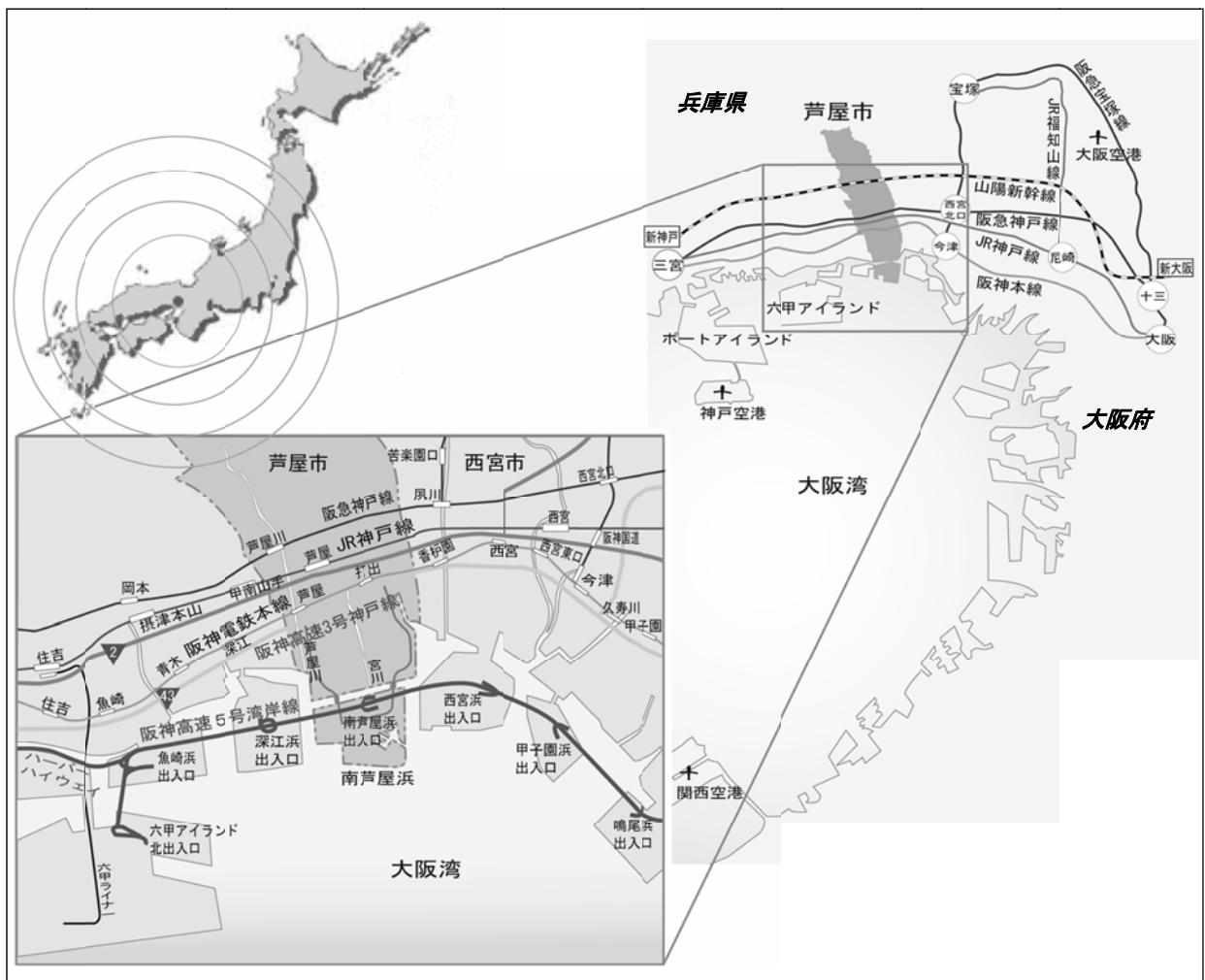


図 1-1 芦屋市の位置





## (2) 自然的条件

### 1) 地形

本市は、北部の山地部と台地や低地の平坦部からなり、六甲山を頂点として南北に細長いひな段型の地形構造となっています。

山地部にある六甲山地は、ロックガーデンなどの独特の自然景観をつくりだしており、その大半が瀬戸内海国立公園六甲地域に指定され、憩いと安らぎの場として広く親しまれています。一方、これらの山地部は傾斜が急なひな段型の地形構造となっており、緑地の保全や防災上の観点から市街化が難しく、現在も市街化調整区域となっています。

市街地は、おおむね標高 100m以下の平坦部に形成されており、芦屋川と宮川が大阪湾へ注いでいます。平坦部は、六甲山地の裾野を形成している山麓地域(山手地域)と、芦屋川の扇状地等からなる平坦市街地地域(中央地域)、埋立地である芦屋浜地域(浜地域)と沖地域(南芦屋浜地域)に区分されます。このようなひな段型の地形は、山地側からと海側からとの相互の眺望を良くしており、平坦な市街地からは六甲山地の緑を身近に感じることができ、また、山麓部からは、南に広がる市街地から大阪湾まで一気に見渡すことができます。さらに、芦屋川・宮川の水系軸が南北に在り、山地からと、海からとの眺望の良さを一層強調しています。

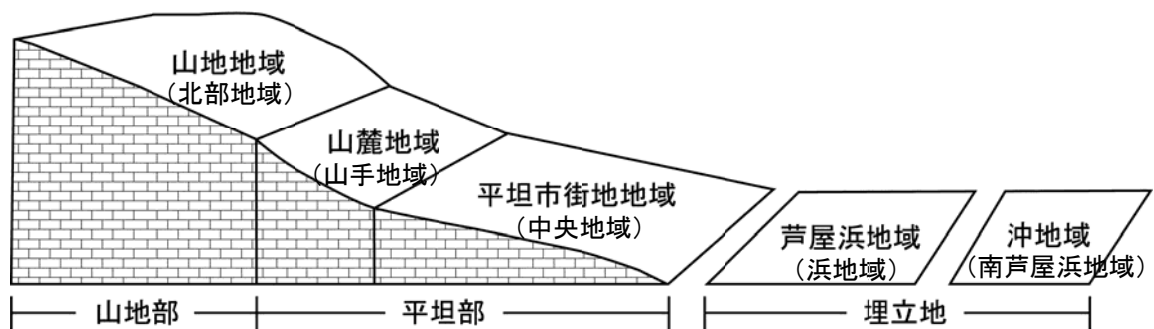


図 1-2 芦屋市の地形構造



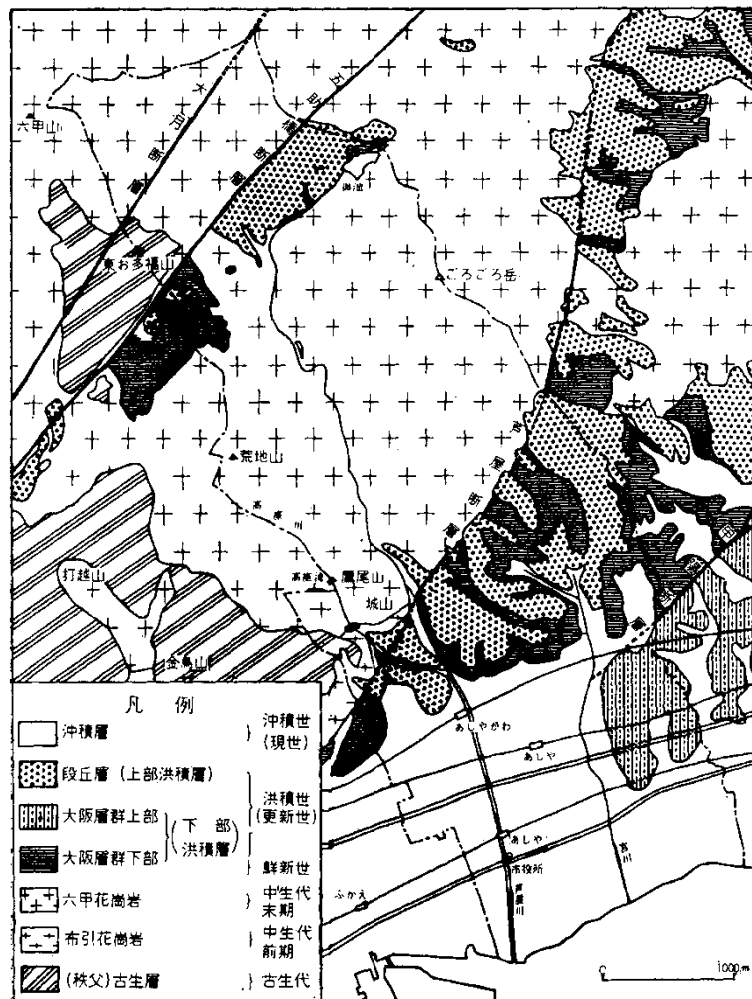
## 2) 地質

本市の地質は、背山を構成している固い岩盤と、山麓から海岸にかけての台地や低地を構成している未凝固の地層からなっています。

岩盤は古生層と花崗岩であり、六甲山地では地盤の隆起に伴って古生層が浸食され、下の花崗岩が広く露出しています。花崗岩は風化すると容易に崩れ、下流に大量の土砂となって運ばれ自然災害を引き起こす危険性を持っています。

台地部分は、かつて湖底や浅い海底に堆積した土砂が陸上に現れてできた大阪層群と呼ばれる地層や、その上に河川が堆積してできた段丘レキ層から形成されており、砂層や粘土層などが重なっています。また、現在の芦屋川や宮川などが堆積してできた比較的新しい地層が沖積層で、宮川より西では阪急線以南が、宮川より東では阪神線以南がこの地層に当たります。

なお、本市の山地部を構成する六甲山地は断層運動によって隆起した山であることから、本市域にも芦屋断層や甲陽断層などの活断層が分布しています。



出典：新修芦屋市史

図 1-3 芦屋市の地質



### 3) 気象

本市は、「瀬戸内海式気候区」に属しており、温和で穏やかな気候特性を有しています。年間を通じて降水量も比較的少なく、「快晴」、「晴れ」が約 260 日と年間の約 70%を占める晴天日数が多い地域です。

### 4) 植生

市域の約半分を占める六甲山系の山々は、ヤブツバキクラス代償植生のモチツツジやアカマツ群集に覆われています。アカマツ林は伐採や山火事によって形成された二次的な森林ですが、やせた土地にもよく育ち、林下によく光を通すので、低木や草木が生育しやすく、砂防効果があります。アカマツ林に生えている低木群落には、春の六甲山を美しい花で彩るツツジ類も多く、コバノミツバツツジを市花に指定 [しています](#)。また、芦屋川源流付近には、小さいながらもブナ群生の自然植生が見られます。

市木に指定 [している](#)クロマツはアカマツに比べて少ないものの、芦屋川沿いや海岸沿いに見られ、本市独特の風情ある景観をつくり出しています。

このほか、ごろごろ岳周辺のいもり池では、サギスゲ\*が見られ、本州の最西限の自生と考えられています。



クロマツ(黒松)

*Pinus thunbergii*

北海道南部から沖縄まで広く分布し、“白砂青松”と称される日本の海岸風景の主木となっている常緑高木である。本市においても芦屋川や芦屋公園に数多く見られ、市民の憩いの場にふさわしい景観をみせている。樹形が力強く、濃緑色の葉も剛直であることから、「おまつ(雄松)」とも呼ばれる。



コバノミツバツツジ(小葉の三葉躑躅)

*Rhododendron reticulatum*

本州中部以西・四国・九州に分布し、関西では普通に見られる落葉低木で高さ1～3mに生長する。本市の背山である六甲山系にも多く、4～5月には葉に先立って枝先に紅紫色の愛らしい花を数個つける。和名はミツバツツジに似るが葉が小型であることによる。

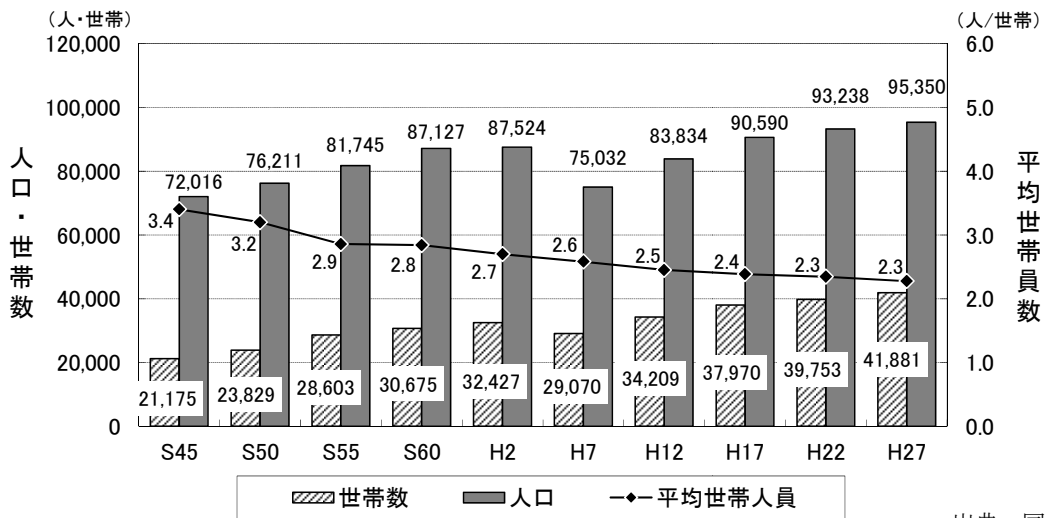
図 1-4 芦屋市の市花及び市木



### (3) 社会的条件

#### 1) 人口及び世帯数の動向

本市の人口は、昭和45年から60年にかけてかなりの勢いで増加し、平成2年には増加の勢いは衰えたものの、人口87,524人、世帯数32,427世帯に達しました。これをピークに、その後人口はやや停滞傾向にありましたが、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の影響を受け、平成7年の人口は75,032人、29,070世帯と大幅に減少しました。その後、まちの復旧・復興に伴い平成12年には83,834人に回復し、平成27年には95,350人となっています。平均世帯人員は、昭和45年には1世帯あたり平均3.4人でしたが年々減少し、平成12年には約2.5人、平成27年には約2.3人となっています。



出典：国勢調査

図 1-5 人口及び世帯数の推移

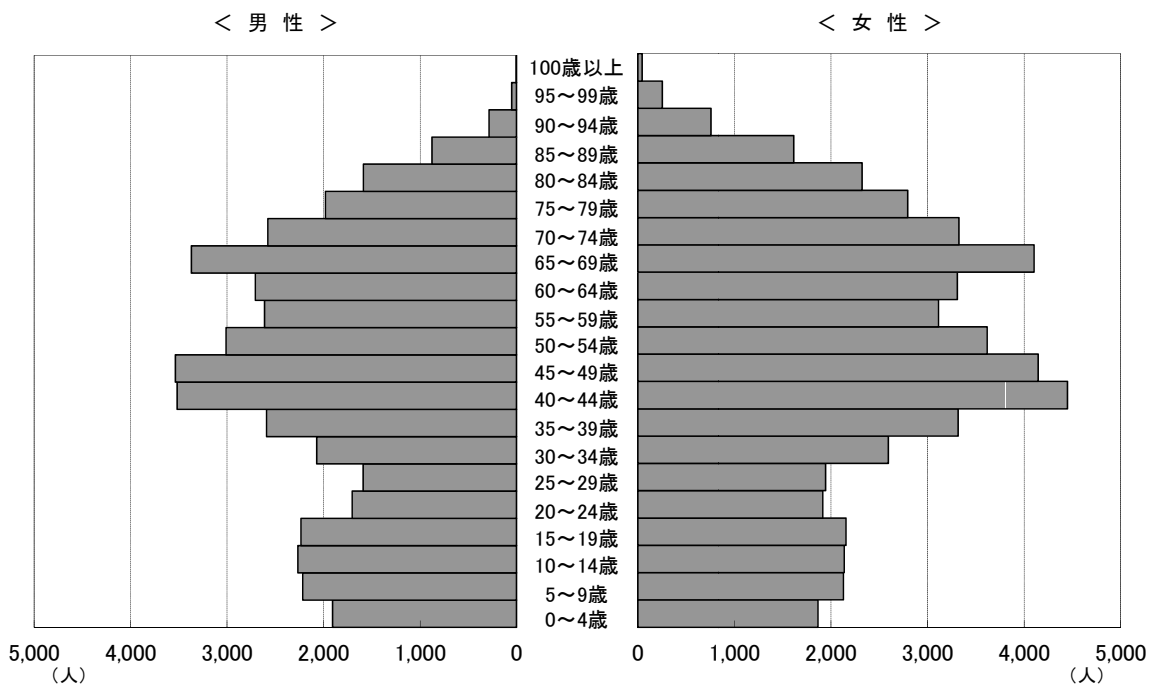


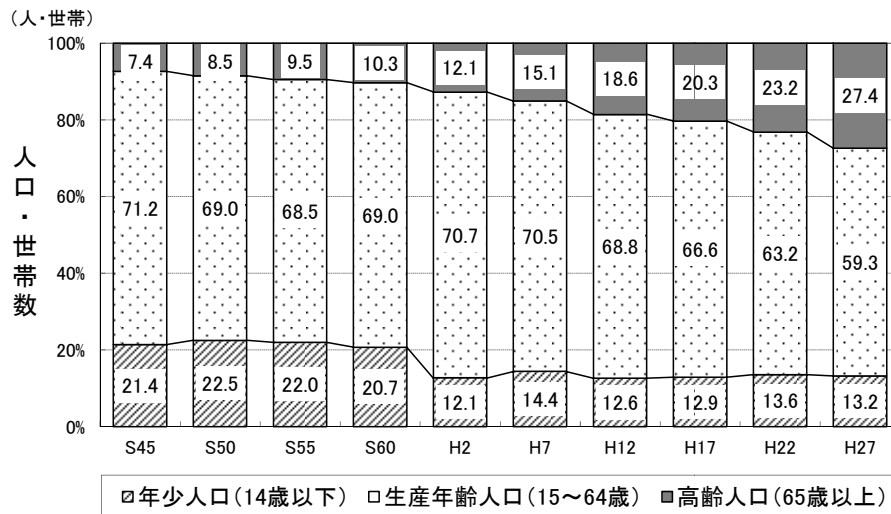
図 1-6 芦屋市の人口ピラミッド (平成27年)

出典：国勢調査



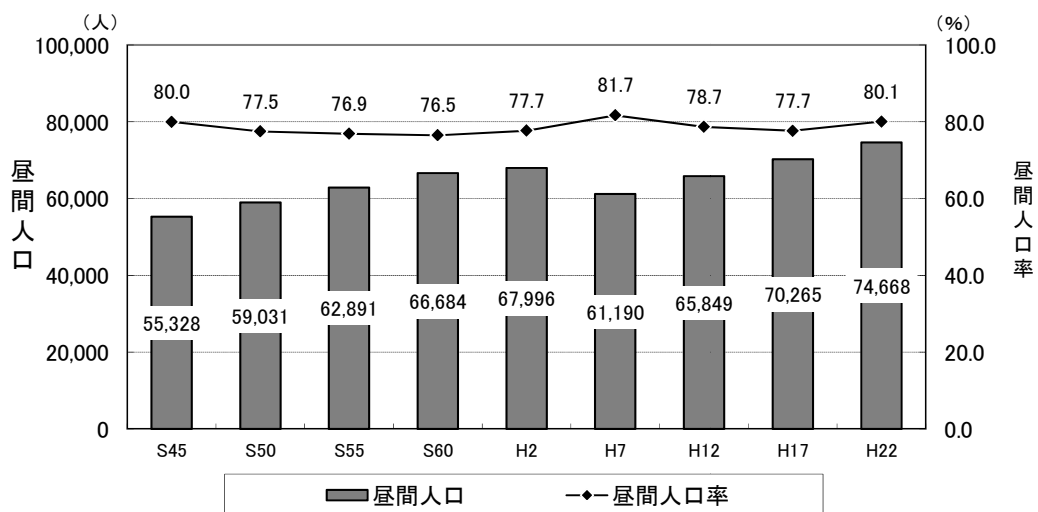
年齢階層別に見ると、昭和45年では年少人口(0～14歳)15,190人(21.4%)、生産年齢人口(15～64歳)50,531人(71.2%)、**高齢人口(65歳以上)5,217人(7.4%)**であったものが、**平成27年**では年少人口が**12,518人(13.2%)**、生産年齢人口が**56,130人(59.3%)**と、全体に占める割合が減少しているのに対し、**高齢人口は25,943人(27.4%)**と増えています。今後も少子高齢化の傾向は継続し、平成42年には**高齢人口は30%を超える**ことが予想されています。

本市は住宅都市としての性格上、市域外への従業者・通学者が多く、昼間人口率は昭和45年以降おおむね80.0%前後で推移しており大きな変化はありません。



出典：国勢調査

図1-7 年齢階層別人口の推移

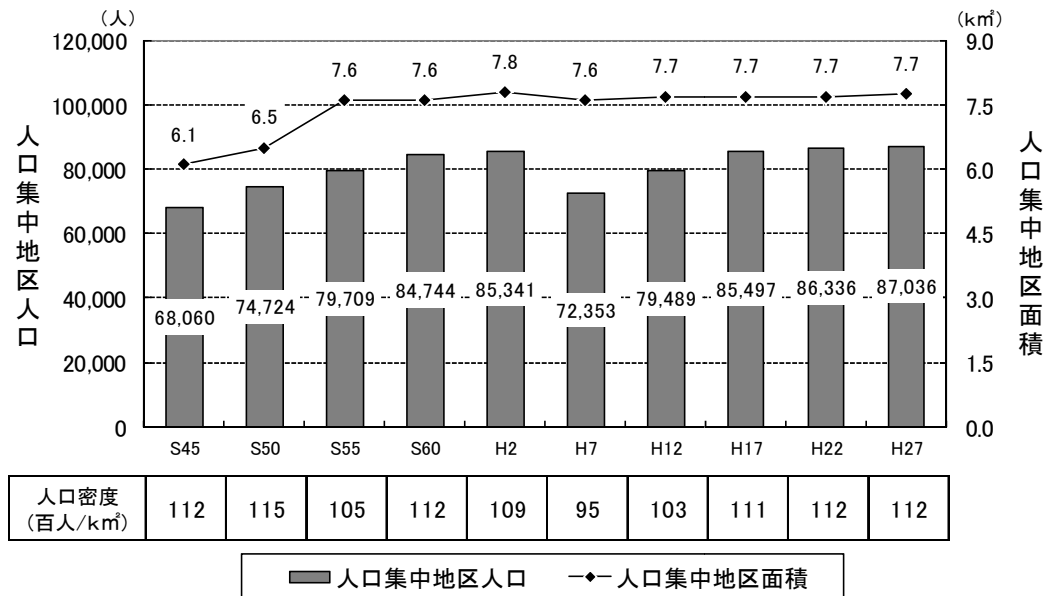


出典：国勢調査

図1-8 昼間人口の推移



本市では市街化区域のほとんどが人口集中地区(D I D)<sup>\*</sup>に含まれます。人口集中地区の面積は昭和 45 年から 55 年にかけて 6.1k m<sup>2</sup>から 7.6k m<sup>2</sup>へと増加していますが、これは芦屋浜地域の埋立てによる市街化や山麓地域の一部が人口集中地区となったためで、その後の面積は大きく変わっていません。人口集中地区人口は、昭和 45 年の 68,060 人から増加して昭和 55 年から安定し、平成 2 年では 85,341 人となっていました。震災後は、市街地中心部の被害が大きかったことから大きく減少し、平成 7 年では 72,353 人となっています。[まちなりの復旧・復興と併せて平成 12 年には 79,489 人、平成 27 年には 87,036 人と、震災前の水準に回復しています。](#)



出典：国勢調査

図 1-9 人口集中地区と人口の推移

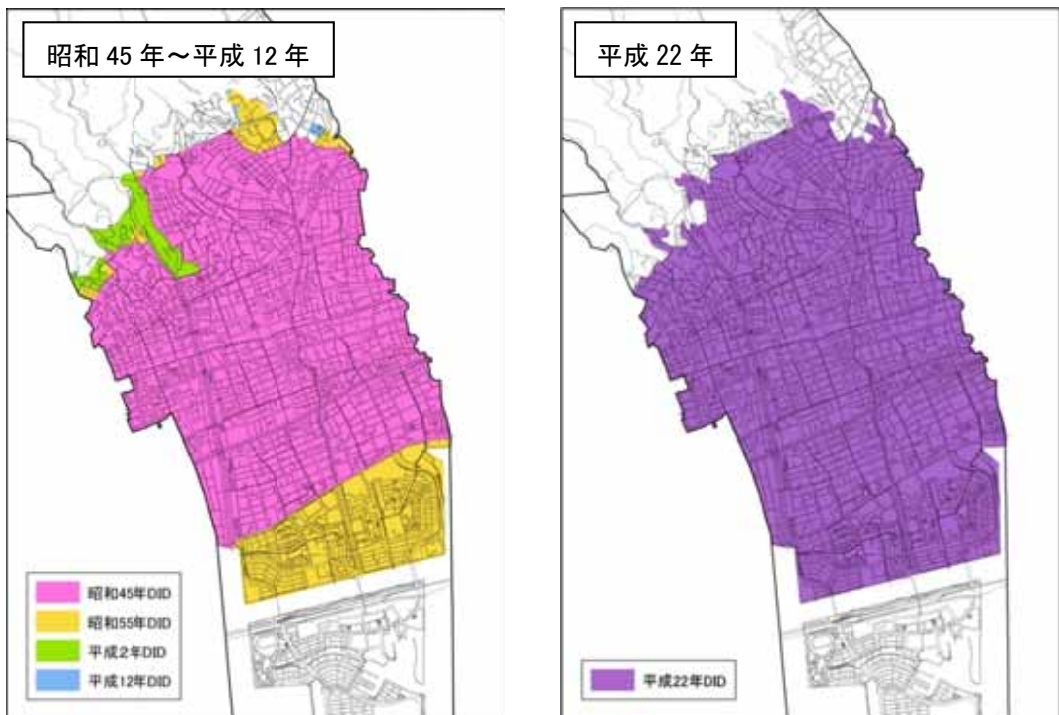


図 1-10 人口集中地区 (DID) の変遷



## 2) 社会的圏域

本市では8つの小学校区と3つの中学校区に地域が分けられていますが、小学校区単位の地区が、おおむね地域社会の圏域であると考えられます。また、本市は住宅都市としての特性から市外へ通学又は通勤する人が多く、その通学・通勤先としては、神戸市及び大阪市の二大都市や隣接する西宮市など近畿圏全域が挙げられることから、広い意味での社会的圏域は、広範囲にわたるといえます。

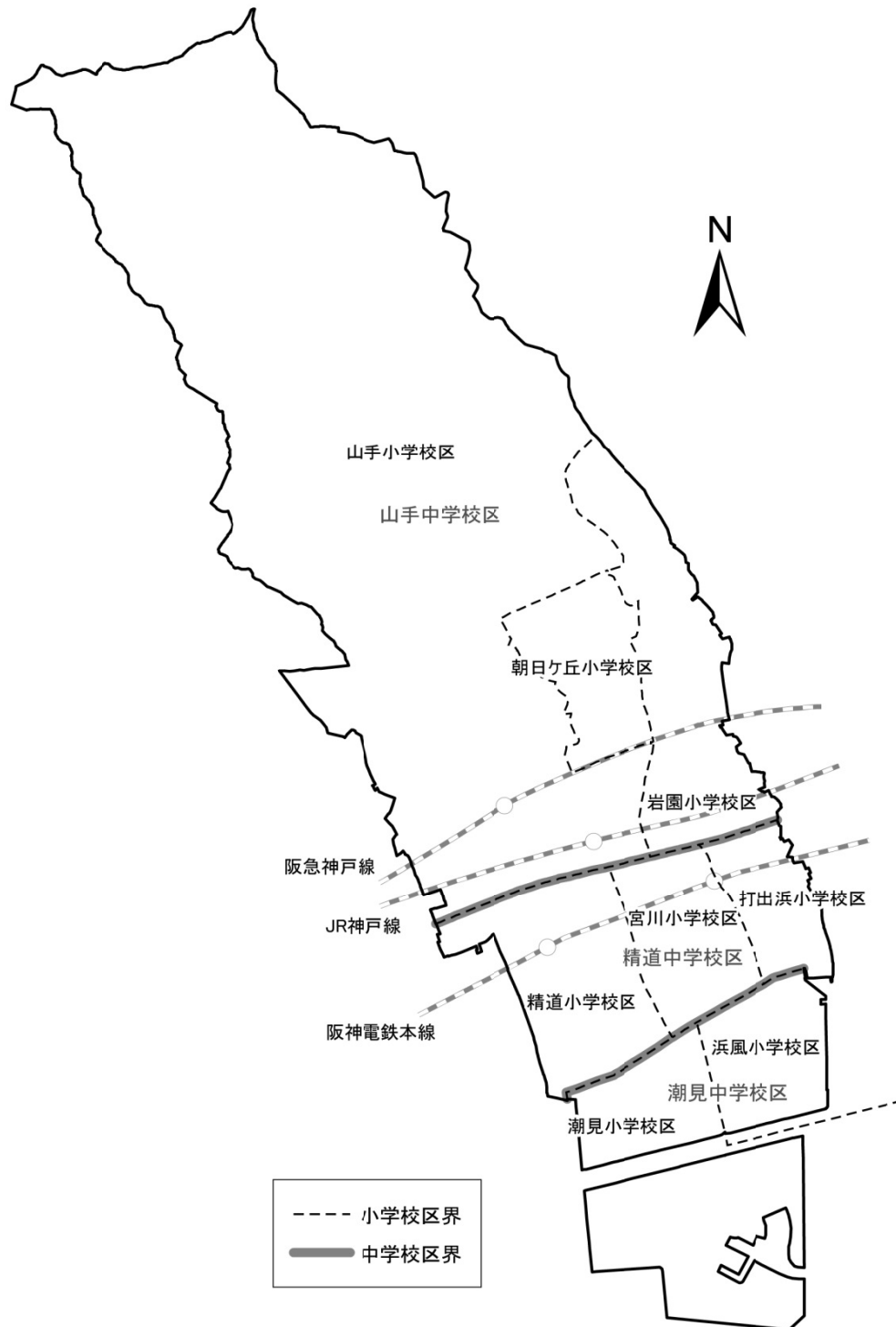
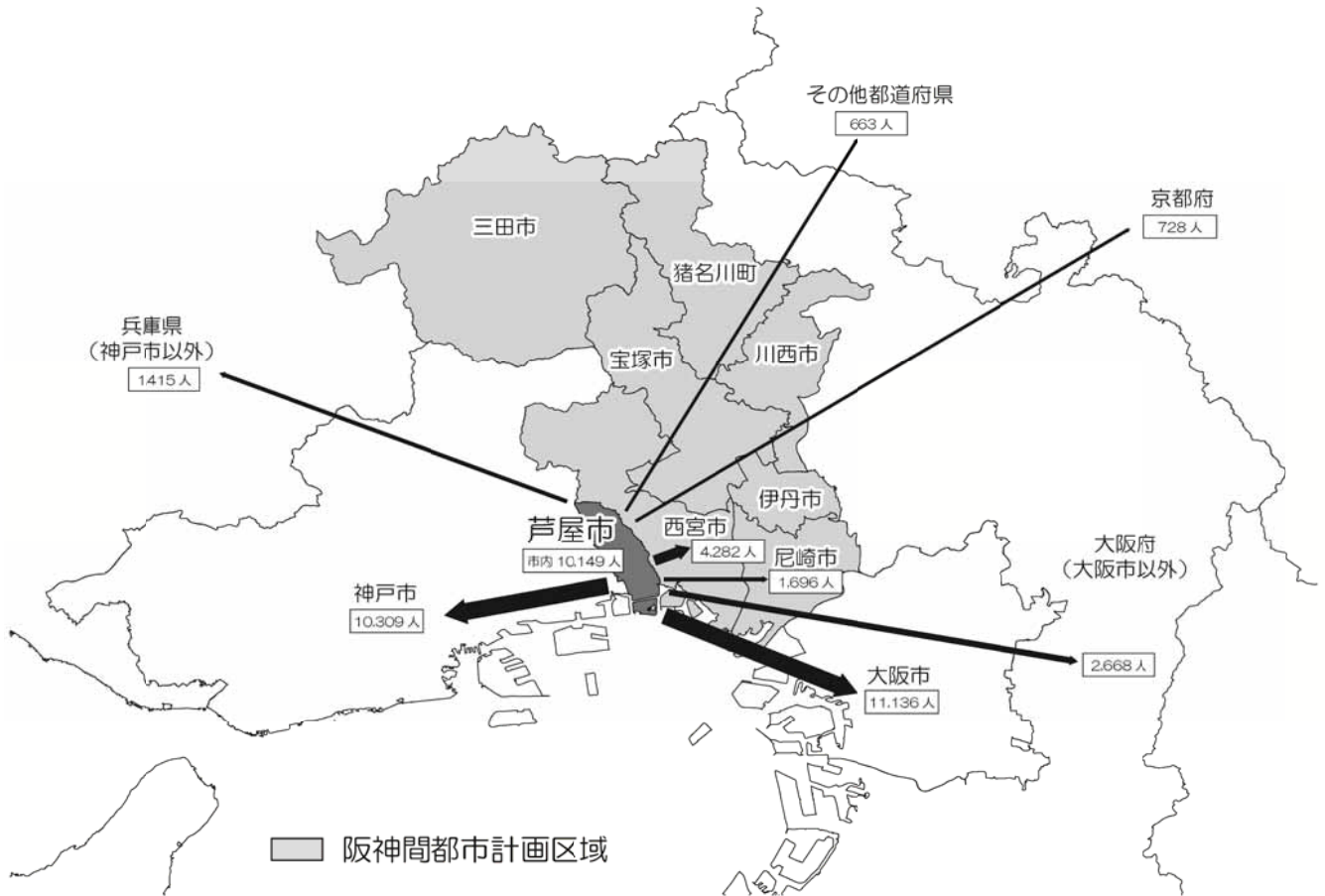


図 1-11 小学校区・中学校区界



出典：国勢調査

図 1-12 通学・通勤先 (平成 22 年)

#### (4) まちづくりの沿革

元号	年	事 項
明治	7年	大阪・神戸間に国鉄(現JR)が開通する
	22年	町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し精道村が誕生する
	38年	阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置する
	41年	阪神電鉄により家庭電気の供給が開始される
大正	元年	神戸ガスにより都市ガスの供給が開始される
	2年	国鉄(現JR)芦屋駅を設置する
	9年	阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置する
昭和	2年	阪神国道(国道2号)が開通する。 松風山荘(山手町地内)の分譲が開始される
	4年	阪神国道バスが開通する 六麓荘の開発が開始される
	10年	下水道事業に着手する
	13年	阪神大水害 村営上水道が完成し給水を開始する
	15年	精道村が芦屋市となる
	20年	阪神大空襲





昭和	21年	都市計画道路・公園等を計画決定する
	22年	戦災復興土地区画整理事業を開始する
	26年	「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定する
	27年	芦屋市営霊園に着手する
	35年	<a href="#">市旗を制定する</a>
	36年	芦有道路が開通する
	37年	奥山の開発が開始される
	38年	第2阪神国道(国道43号)が開通する
	39年	芦屋市民憲章を制定する
	45年	阪神高速道路神戸線が開通する
	46年	芦屋市総合計画を策定する
	48年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行する
	50年	芦屋浜地域埋立地の造成が完成する(54年から入居開始)
	54年	国鉄(現JR)芦屋駅北地区の再開発を開始する(平成10年完了)
	61年	芦屋市新総合計画を策定する
平成	6年	阪神高速道路湾岸線が開通する
	7年	阪神・淡路大震災
	8年	芦屋市都市景観条例を施行する 震災復興土地区画整理事業, 若宮地区震災復興住環境整備事業(13年完了), 山手幹線 街路事業等に着手する
	9年	南芦屋浜地域埋立地の造成が完成する(10年から入居開始)
	11年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例(昭和48年施行)の全部を改正する
	12年	芦屋市住みよいまちづくり条例を施行する
	13年	第3次芦屋市総合計画を策定する
	14年	芦屋中央震災復興土地区画整理事業が完了する
	15年	芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業が完了する
	16年	「芦屋庭園都市宣言」を行う 芦屋市総合公園が完成する
	17年	芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業が完了する 芦屋市都市計画マスタープランを策定する
	19年	芦屋市交通バリアフリー基本構想(阪神芦屋駅・市役所周辺地区)を策定する
	20年	芦屋市緑の基本計画を策定する
	21年	芦屋景観地区を指定する
	22年	<a href="#">山手幹線が全線開通する</a> <a href="#">特別景観地区を指定する(芦屋川沿い)</a>
	23年	<a href="#">第4次芦屋市総合計画を策定する</a>
	24年	<a href="#">芦屋市都市計画マスタープランを改訂する</a>
	26年	<a href="#">景観行政団体に移行する</a>
28年	<a href="#">第4次総合計画後期基本計画を策定する</a> <a href="#">芦屋市屋外広告物条例を施行する</a>	